

核軍縮交渉義務の規範構造

— NPT 第6条と再検討会議における「合意」—

李 禎 之

The Obligation to Negotiate in Article VI of the NPT: What are the Implications of the Commitments at the NPT Review Conferences ?

Yoshiyuki LEE

はじめに

一 米国による「核軍縮交渉義務」遵守の主張

- (一) 主張の背景
- (二) 米国の論理構成

二 再検討会議における「合意」の効力

- (一) 再検討会議の法的性格
 - (1) 改正
 - (2) 解釈
- (二) 第6条に対する効果

おわりに

はじめに

核兵器不拡散条約（NPT）は、核軍縮を義務付ける唯一の条約である。ただし、その義務は軍縮自体ではなく、軍縮に向けた“交渉”の義務であり、以下のように規定している。

第6条 各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

本条文は、非核兵器国と核兵器国との“義務のバランス”を図るために導入された、と解されている¹。つまり、非核兵器国が核開発・保有を放棄する（水平的拡散の防止）代わりに、核兵器国に核軍縮交渉義務を課している（垂直的拡散の防止）のである。そして、この第6条の義務（核軍縮交渉義務）の履行は、再検討会議（Review Conference）と密接な関係にあるといわれる²。なぜなら、核軍縮交渉義務の内容は曖昧さを含んでいるため、再検討会議において同義務の履行状況が監視される必要があると考えられたからである。このことは、今までの再検討会議

において常に第6条の履行が争点になってきたことから明らかであろう。加えて、1995年および2000年の再検討会議においては第6条の履行に関連する文書をも作成されているのである。それでは、現在、核軍縮交渉義務の法的内容は如何に理解されているのであろうか。それは、第6条のみならず、再検討会議における約束をも含んでいると解しうるのであろうか。

本稿は、核軍縮交渉義務を巡る米国の主張（2002-2005年）を検討することを通じて、再検討会議で採択された合意（以下、「合意」）の位置づけを考察することをその目的とする。具体的には、1995年付帯決定（「原則と目標」）³および2000年最終文書（「13項目」）⁴の2文書と第6条の義務との法的関係を分析することにより、核軍縮交渉義務の規範構造を明らかにしたい。

一 米国による「核軍縮交渉義務」遵守の主張

（一）主張の背景

問題は、2001年に米国ブッシュ政権が発足したことに起因する。なぜなら、ブッシュ政権は、包括的核実験禁止条約（CTBT）への不同意を表明し、対弾道ミサイル（ABM）条約を廃棄するという政策をとったからである⁵。こうした政策は再検討会議での「合意」内容に一見したところ合致しないため、米国はNPT再検討会議準備委員会（以下、準備委員会）において、2000年最終文書13項目への言及回避を目指すことになる。加えて、イランおよび北朝鮮の核開発が国際的懸案事項となるに伴い、核不拡散問題を焦点とする必要性も高まっていたことも核軍縮問題に対する米国の消極姿勢を後押ししたと考えられよう。いずれにせよ、こうした核軍縮問題に対する米国の消極姿勢は、NPTに関して「再検討会議において条約の再検討が行われる対象は何か」という点について顕在化し、準備委員会における議題（agenda item 16）の設定で紛糾するという事態を招いたのであった。つまり、この点に関して、エジプト・イランなど中東非同盟諸国を中心とした非核兵器国が「合意」は再検討の対象であると考えたのに対し、米国は再検討の対象は条約規定のみであり、「合意」は対象ではないという立場を採ったのである。

それでは、上述した米国の主張は法的にどのような構成をとっているのか。検討すべき問題の所在を明らかにするため、次に整理してみよう。

（二）米国の論理構成

米国の法的立論の核心は、第6条と再検討会議における「合意」とを峻別することにある。そして、第6条については、戦略攻撃力削減（SORT、モスクワ）条約の締結を根拠としてその遵守を主張すると同時に⁶、「合意」については如何なる効力も否認するのである。

そこで「合意」の効力を否定する根拠として米国は、まず第一に、再検討会議が「条約改正会議」ではないことを挙げる。この主張は、例えば、2005年再検討会議における米国代表の以下の発言に明らかである。

「再検討会議は改正会議ではない。再検討会議から生じる如何なる宣言も決定もその他の文書も、条約上明示の法的義務に取り代るものでも、再解釈するものでも、付け加えるものでもない。」⁷

また、国内委員会での発言においても、「再検討会議は履行確保機関（implementing body）であり、その決定には法的拘束力がない。」⁸とも指摘している。つまり、米国は再検討会議の性格を根拠として「合意」の法的効力を否認している、といえる。

そして「合意」の効力を否定する第二の根拠として、米国は再検討会議における「合意」は「政治的約束」であり、第6条の義務に含まれないと主張する。同主張は、第2回準備委員会において米国代表が「もはや13項目すべてを支持するわけではなく、「政治的合意と法的拘束力ある義務とを混同してはいけない」と指摘している点に現れている⁹。また、第3回準備委員会においても、議長サマリーに対して異論を提出し、「[米国は]13項目すべての支持はしないことを明らかにしている」と確認したことも同主旨であると考えられる¹⁰。さらに、非公式な場での発言ではあるが、米国の再検討会議担当者は、「合意」は一定の政治状況における“政治的約束”であると指摘し、この性格付けを基礎として、「合意」は国際安保状況の変化により無意味になった、とりわけ、2000年13項目についてはCTBTの早期発効などの合意内容は不存在であると主張するのである¹¹。こうした主張（13項目は2000年における見解の表明であり、2005年は状況が異なる）は、繰り返し強調されている¹²。この主張（“政治的約束”論）は、「合意」自体の性質に着目することで法的効力を否認し、「合意」を容易に終了させ得る約束であると捉えているといえる。

それでは次章において、第6条と「合意」との峻別の法的可否について、その妥当性を検討していくことにしたい。

二 再検討会議における「合意」の効力

本章では、再検討会議における「合意」の意味を考えるにあたり、米国の論理構成に対応させた形で問題の検討を行う。したがって、「合意」の性質（再検討会議の法的性格）と「合意」の影響（第6条に対する効果）とに大別して、検討を進めていくことにする。

（一）再検討会議の法的性格

NPTによれば、再検討会議は「条約の運用（operation）を検討するため」（第8条3項）に開催される会合である。以下では、再検討会議が如何なる性格を持つ会議であるのかを明らかにすることで、「合意」が有する性質を条約法の観点から整理することにした。

（1）改正

上述したように、米国は、「再検討会議は改正会議ではない」と主張している。確かに、「改正会議」は、第8条1項に別途規定を有するため、両者は区別されるべきものであると考えられる。しかし、ここでの問題は、そもそも改正会議とは如何なる性格を持つ会議であり、如何なる基準をもって再検討会議と区別しうるのかという点にある。

一般に、改正会議は、それにより新たな権利・義務を創設しうる会議である¹³、と考えられている。したがって、改正会議と区別される再検討会議では、その性質上、新たな義務は課すことができないと解される。ここで、本稿の対象とする「合意」の内容が、新たな義務を課しているのか、という問題が生じよう。この点について、1995年付帯決定の内容は、新たな義務の賦課については消極的に解されるように思われる¹⁴。他方、2000年最終文書の内容、とりわけ13項目については、具体的な措置（作為ないし不作為）を明示しており（例えば、定期報告など）、義務を課しているようにも見える。しかし、上記の理由から、それら具体的な措置を新たに法的義務とすることは再検討会議ではできないといわねばならない。したがって、再検討会議が改正会議と区別される以上、「合意」それ自体（付帯決議、最終文書）から、法的義務が生じることはないといえる。

(2) 解釈

上記検討から、「合意」自体が法的義務の淵源になり得ないことは認めざるを得ない。しかし、このことから「合意」の法的意味を完全に否定することは早計であろう。この点、ゴールドブラッドは「通常、再検討会議には、必要な変更を正式に採択する権限は与えられていない」ことを認めつつ、以下のように述べる。

「条約の改正は困難であることから、しばしば簡略で安全な方法を利用する。すなわち、条約の文言をむやみにいじくることなく、合意了解によって条約規定を強化し、曖昧さを除去する方法である。このような了解は、再検討会議の過程で交渉し、会議の最終宣言に含めることができる。」¹⁵

このことは、法的に「最終宣言はそれ自体として法的拘束力はないが、条約の権威的解釈の源(a source of authoritative interpretations)である」¹⁶と表現できるであろう。つまり、「合意」の内容は、“解釈”により第6条の義務を媒介して、法的効力を持つと考えることが理論上可能であるように思われる。この考え方によれば、法形式上、法的義務の淵源は第6条であるとしつつ、その実質的な義務内容は「合意」により規定されるということになる¹⁷。

ただし、この理論構成を法的に是認するためには、再検討会議による条約解釈としての「合意」が条約法条約31条3項(a)にいう「後の合意」とみなしうるか、という点を検討する必要がある。

そこでまず、有権的解釈権限の所在が再検討会議にあるのかという点を見てみると、判例上、「法規則の有権的解釈権[le droit d'interpréter authentiquement une règle juridique, the right of giving an authoritative interpretation of a legal rule]は、それを改正・廃止する権限を持つ者のみが有する。」¹⁸と考えられており、上述(1)の検討から消極的に解される。この点、学説上も、「再検討会議が条約解釈権を有しているということにはならない」¹⁹と指摘されており、再検討会議が有権的解釈権を持つと考えることは困難であるといえる。しかし、再検討会議における運用検討の前提として、条約規定の解釈は必要であると考えられ、再検討会議が条約解釈を行うこと自体は否定されないように思われる²⁰。そのため、再検討会議における「合意」を(有権的解釈ではないとはいえ)条約の解釈と位置づける可能性はある。したがって、問題は、再検討会議における「合意」が、各締約国の意思に基礎付けられた条約解釈とみなしうるかということに帰着する。

この観点からみると、本件の場合、当該「合意」を各締約国による「条約法条約31条3項(a)上の合意」と解することには難点があると考えられる。なぜならば、当該「合意」文書はいずれもコンセンサス採択されているからである。コンセンサス採択とは、「採択に反対がない」を意味するにすぎず、個々の内容についての合意形成を必ずしも意味するものではない²¹。そのため、当該「合意」内容に米国の積極的な同意を見出し、「当事国の間で後にされた合意」と位置づけることはできないように思われる。

(二) 第6条に対する効果

前節の検討から、再検討会議における「合意」は第6条の“解釈”ではあるとはいえ、その法的基盤を条約法に求めることは困難であることがわかった。浅田正彦はこのことを「再検討会議における合意は、完全なる真正な解釈を示しているとはいえないが、相当数の締約国による「合意」として、ある種の権威ある解釈である[強調引用者]」²²と指摘するし、1995年再検討会議議長であったダナパラは、第6条解釈としての「合意」を第6条履行の「基準[benchmarks,

yardstock]」²³と表現する。それでは、これらの表現は、如何なる意味を有しているのであろうか。それは、法的効果として“再検討会議における「合意」の不遵守→第6条違反”と直結することを意味しているのであろうか。

実際、2005年再検討会議において、イラン²⁴やエジプト²⁵が「合意」の不遵守を第6条違反とみなすことに肯定的な立場を採り、他方、米国²⁶は否定的な立場を採っていた。そこで、以下では、この問題に関して再検討会議に参加した諸国の法意識を明らかにするため、再検討会議における議論および各国の声明を分析することにした。

まず、再検討の対象に「合意」が含まれるかどうかという点について、諸国家は如何なる認識を持っているのであろうか。この点につき、上述した議題16に関する議論が参考になる。同議題を巡る混乱は、同議題が「16 条約の運用を検討する：(a) 核兵器の不拡散、軍縮および国際の平和と安全の維持にかんする条約規定の履行：… (ii) 第6条および前文8項から12項…」と定式化され、アステリスクにより議長声明と公式に連結させた形で2005年5月11日に採択されることによって收拾された²⁷。同議題と連結された議長声明は、「再検討会議は、以前の再検討会議における決定および決議の観点からとりおこなわれ、締約国によって提起される如何なる問題に関する議論も許容される、と了解する」と述べており²⁸、非同盟諸国 (NAM) の代表であるマレーシアは、同議題が1995年および2000年の決定も含む旨の文書を提出しているのである²⁹。こうした“第6条履行を「合意」を含めて再検討する”という立場に対して、非核兵器諸国は全体的に肯定的であったように思われる。

ただし、この点に対して、米国以外の核兵器国の立場は分かれている。英国は「1995年決定および2000年最終文書に含まれている軍縮措置を支持し続けている」と述べており³⁰、肯定的な立場にあるようにも思われる。他方、フランスは1995年決定のみに言及しており³¹、2000年「合意」に関しては否定的な態度をとっている。加えて、ロシア³²と中国³³は、条約上の軍縮交渉義務 (第6条) にのみ言及し、「合意」には一切言及していない。

以上より、第6条の再検討に際して「合意」が関連性を有することを肯定する方向で問題收拾が図られたのであり、核兵器国側に認識の一致がみられないことを留保しつつも、再検討の対象に「合意」を含むことに関して一般的了解があると評価してもよいと考える。

それでは次に、第6条の義務と「合意」を効果の面から一体と考えてもよいのであろうかという点につき、締約国の認識を探ってみよう。しかし、この問題に対して米国以外の核兵器国は、上述した通り、「合意」自体に言及しないか、もしくは言及していても「履行されている」という立場を堅持しているため、何らかの示唆を得ることはできない。

したがって、以下では、非核兵器国である締約国の認識を中心に見ていくことにしたい。まず、非核兵器国の中では、(上述したイランやエジプト以外では) 南アフリカが「条約上の義務遵守のためには、実践的項目 (the practical steps) を履行しなければならない」³⁴と主張しており、第6条と「合意」を一体と捉えているように思われる。

しかし、他の大多数の非核兵器国は、第6条と「合意」を区別しているように思われる。例えば、NAMの代表であるマレーシアは、履行に関して第6条と「合意」を区別して言及している³⁵。また、新アジェンダ連合 (NAC) の代表であるニュージーランドも、「合意」は第6条の履行を測る³⁶と指摘し、カナダも13項目は核兵器廃絶への進展を評価する「客観的基準 (objective benchmarks)」³⁷と述べていることから、両者を同一視はしていないように思われる。この点、EUの共通の立場 (common position) が「合意」と第6条との区別を明確にしているといえよう³⁸。なぜなら、同文書は、「合意」を法的枠組みの一部と位置づけつつも、軍縮義務は第6条そのもの (Article VI thereof) を根拠とすると述べているからである。

以上、諸締約国の声明からは、「合意」は一定程度において第6条の義務遵守に関する解釈基準になり得るといふ認識が認められる。と同時に、その違反が直接に法的帰結（第6条違反）を導くとは考えられていないようにも思われる。つまり、「合意」違反は、第6条の義務違反に直結しないという意味で法的効力を持たない。「合意」は、あくまで“政治的効果”を持つに留まると考えられているといつてよい。

それでは、この“政治的効果”とは何なのであろうか。この点、浅田正彦は1995年合意に関して、「合意」は、政治的意味のみを持つとして、「実効性は、政治的意思に依存」³⁹すると指摘する。ダナパラも、「合意」は政治的に拘束的であると述べて、その意味をNPTの政治的基盤の強化に求めている⁴⁰。さらに、カナダは2005年閉会時の声明において政治的約束の履行に言及し、「[[政治的約束の]不履行は、合意の信頼性を損ない、安全保障分野における国際的協力・信頼醸成の構築を不可能にする。」と述べる⁴¹。つまり、「合意」は条約目的の達成に向けた政治的基盤を強化する効果（政治的効果）を持ち、その違反は義務違反から責任へと連なる効果（法的効果）を導かないとはいえ、条約に対する信頼性を毀損すると考えられているのである。

こうした“政治的効果”が「合意」に認められると考えた場合、法的効果とは区別される“政治的効果”を一締約国が排除することはできるのであろうか。つまり、米国の主張するように、事情の変更（国際安全保障環境の変化）を理由として一方的に終了させることで、「合意」の効力を全面的に否定することは理論的に可能なのであろうか。学説上、法的拘束力のない「合意」は、一方的に終了させることが可能であると考えられている⁴²。そのため、理論上、国際安全保障の状況変化による2000年合意の終了を主張することも可能かもしれない⁴³。ただし、条約履行に本質的な場合、当該合意のみの終了を認めない議論も有力であり⁴⁴、「終了に法的な障害はないが、政治的な対価を支払うことになる。」⁴⁵との指摘もある。したがって、例え「合意」の終了が法的に是認されるとしても、終了の結果として政治的不利益を被ること（政治的責任の発生）は不可避であるといえよう。

おわりに

NPT第6条の核軍縮交渉義務は、法的義務として確立しており、米国もこの点は否定していない。つまり、争点は、義務の存在にではなく、義務の内容にこそある。この問題は、第6条の規定自体は曖昧さを残しており、必ずしも明らかではない点に起因しているともいえよう。しかし、義務内容が不確定である点は、条約内容の固定性と軍縮を取り巻く環境の流動性の調整⁴⁶という観点から肯定的に評価することも可能であり、義務内容の不確定性を一概に否定的に捉えることも適切ではない。NPTは、こうした義務内容の不確定性に起因する問題を緩和すべく、本稿で検討した再検討会議における「合意」による意味補充という方式を用いているとも考えられる。確かに、この方式は「結果を基礎」としたアプローチ⁴⁷をNPTに導入するものであり、「合意」違反は「NPTの恒常性を危うくする」⁴⁸という意味で政治的にNPT体制を強化しようと評価できるかもしれない。しかし、再検討会議における「合意」は、第6条履行についての政治的「基準」を提供するとはいえ、法的には分離可能である。つまり、「合意」は法的には如何なる効果も持たず、核軍縮交渉義務の法的基礎は第6条のみであると結論づけられる。

ただし、米国が主張（「第6条の義務は履行されている」）するように、第6条の履行が一方的な評価のみに服するかどうかは別途検討を要する問題である。なぜならば、交渉義務不履行の認定権者が、同義務の名宛人に尽きるのかという点を検討しなければならないからである。この点、法的義務の意義が「第三者がその義務が誠実に履行されているかを判断する余地」⁴⁹にあるとの

指摘に注意しなければならないだろう。さらに、国際司法裁判所の「核兵器使用の合法性」事件勧告的意見における「第 6 条の義務は軍縮交渉を完了させる義務である[強調引用者]」という指摘も、核軍縮にかかる交渉義務の特殊性として考慮しなければならないかもしれない⁵⁰。これらの指摘からは、核軍縮交渉義務に対する米国の一方的な評価は第 6 条の法的義務性と両立しないように思われる。しかし、この問題は、交渉義務の一般理論を踏まえて検討すべき今後の課題としたい。

[注]

- 1 黒沢満「核兵器不拡散条約体制と核軍縮 — NPT 第 6 条の形成と展開 — 」『法政理論（新潟大学）』17巻1-2合併号（1984年）129頁。
- 2 See Ben Sanders, “NPT Review Conference and the Role of Consensus,” *PPNN Issue Review*, No.4 (April 1995), at 1. また、第 6 条と再検討会議の関係が起草過程でも認識されていた点につき、黒沢満「前掲論文」156-159頁を参照。
- 3 NPT/CONF. 1995/32 (Part I), Annex, Decision 2.
- 4 NPT/CONF. 2000/28 (Part I and II), pp. 13-15, *esp.* para. 15.
- 5 CTBT は1999年に米国上院で批准拒否され、ブッシュ政権も否定的な態度をとっている。ABM 条約は2001年12月13日に脱退声明がだされ、2002年6月13日に失効した。
- 6 See Remarks to the First Meeting of the Preparatory Committee, 8 April 2002 (N. A. Wulf); Remarks to the Second Session of the Preparatory Committee, 1 May 2003 (J. S. McGinnis); Statement to the Third Session of the Preparatory Committee, 27 April (J. R. Bolton); Statement to the 2005 NPT Review Conference, 2 May 2005 (S. G. Rademaker); Statement to the 2005 NPT Review Conference, 20 May 2005 (J. W. Sanders); President Bush Statement on the NPT, 7 March 2005 (G. W. Bush).
- 7 Statement to the 2005 NPT Review Conference, 20 May 2005 (J. W. Sanders).
- 8 Statement before the House International Relations Committee, Subcommittee on International Terrorism and Nonproliferation, 28 April 2005 (S.G. Rademaker).
- 9 Remarks to the Second Session of the Preparatory Committee, 1 May 2003 (J. S. McGinnis).
- 10 NPT/CONF. 2005/PC. III/WP. 28, 10 May 2004.
- 11 Remarks of S.G. Rademaker, Assistant United States Secretary of State for Arms Control, 2005 ACA Panel Discussion: “Fulfilling the NPT’s Promise,” February 3, 2005.
- 12 The U.S. Approach to the 2005 Nuclear Nonproliferation Treaty Review Conference: An ACT Interview With Assistant Secretary of State Stephen Rademaker, April 19.
- 13 浅田正彦「NPT 延長会議における無期限延長の決定 — そのコンセンサス採択をめぐって — 」『岡山大学法学会雑誌』第45巻1号（1995年）515頁。（以下、浅田「無期限延長」論文と略）
- 14 浅田「無期限延長」論文，510-512頁。
- 15 ジョゼフ・ゴールドブラッド『軍縮条約ハンドブック』（日本評論社，1999年）11-12頁。
- 16 B.M. Carnahan, “Treaty Review Conferences,” *AJIL* Vol. 81, at 229.
- 17 Murphy は、「議論の余地はある[arguably]」としつつも、13項目が「NPT 第 6 条の実質的内容[substantive content]を提供する」と指摘している。See J.F. Murphy, *The United States and the Role of Law in International Affairs*, (2004), at 214.
- 18 Avis consultative, concernant la délimitation de la frontière polono-tchécoslovaque (affaire de

- Jaworzina), 6 décembre 1923, CPJI Sér. B, No. 8, p. 37.
- 19 浅田正彦「NPT体制の危機と対応策の法的評価 — 違反と脱退の問題を中心に —」『法学論叢』156巻3・4号(2005年)225頁。(以下、浅田「危機と対応策」論文と略)。
 - 20 浅田は、再検討会議が条約解釈を行った例として、生物兵器禁止条約再検討会議を挙げている。浅田「危機と対応策」論文, 224頁。
 - 21 浅田「危機と対応策」論文, 226頁。「コンセンサス」採択につき、浅田「無期限延長」論文, 501-505頁を参照。
 - 22 浅田「危機と対応策」論文, 227頁。
 - 23 J. Dhanapala, *Multilateral Diplomacy and the NPT: An Insider's Account*, (2005), at 122.
 - 24 イランは、「採られてきた諸措置は、13項目上の義務の文言と精神に反する[強調引用者]」と指摘した。See Statement by H.E Dr. Kamal Karrazi, Minister of Foreign Affairs of the Islamic Republic of Iran to the Seventh NPT Review Conference, 3 May 2005, New York. See also NPT/CONF. 2005/PC. III/33, 4 May 2004.
 - 25 エジプトは、「義務履行にかんして、核兵器国の側に不十分な進展しかない」と指摘した。See Statement by H.E. Ambassador Ahmed Fathalla, Assistant Foreign Minister for Multilateral Relations before the General Debate of the 2005 Review Conference of the NPT, 3 May, 2005 (Egypt).
 - 26 米国は、「13項目の厳守を第6条の義務を履行する唯一の手段として用いることは間違いである」と指摘した。See Remarks to the Second Session of the Preparatory Committee. 1 May 2003 (J. S. McGinnis).
 - 27 NPT/CONF. 2005/30.
 - 28 NPT/CONF. 2005/31*.
 - 29 NPT/CONF. 2005/32.
 - 30 See Statement by Ambassador John Freeman, Head of UK Delegation to the Seventh Review Conference of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, May 2005, para. 18.
 - 31 See Statement by H.E. Francois Rivasseau, Ambassador, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, General Debate, 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, May 5, 2005.
 - 32 See Statement by H.E. MR. Sergey. Kislyak, Deputy Minister of Foreign Affairs of the Russian Federation, at the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, May 3 2005. See also NPT/CONF. 2005/29.
 - 33 See Statement by Mr. Zhang' Van, Head of the Chinese Delegation in the General Debate at the 2005 NPT Review Conference. See also NPT/CONF. 2005/24.
 - 34 See Statement by the Republic of South Africa during the General Debate of the 2005 Review Conference of the State Parties to the NPT, 3 May 2005.
 - 35 See Statement by the Hon. Syed Hamid Albar, Minister of Foreign Affairs of Malaysia, on behalf of the Group of Non-Aligned States Parties to the NPT at the General Debate of the 2005 Review Conference of the State Parties to the NPT, 2 May 2005.
 - 36 See Statement by the Hon. Marian Hobbs, Minister for Disarmament and Arms Control, New Zealand, the New Agenda Coalition-Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa, Sweden and New Zealand, 2 May 2005.

- 37 See Statement by the H.E. Mr. Jim Wright, Assistant Deputy Minister, Canada, 2 May 2005.
- 38 See NPT/CONF. 2005/41. Note verbale dated 17 May 2005 from the Permanent Representative of the Grand Duchy of Luxembourg to the United Nations addressed to the Secretary-General of the 2005 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of the Nuclear Weapons, annex.
- 39 浅田「無期限延長」論文, 515頁。
- 40 Dhanapala, *supra* note 23, at 50.
- 41 See Statement by Paul Meyer, Ambassador for Disarmament of Canada, at NPT Review Conference, 21st & 22nd Meetings, Press Release DC/2969, 27 May 2005.
- 42 中村耕一郎『国際「合意」論序説』(東信堂, 2002年) 105-106頁。
- 43 実際, 2000年合意に関して, B. Tertraisは, 2000年「合意」は時代遅れ (outdated) と述べ, 95年「合意」への回帰を主張している。See B. Schmitt (ed.), *Effective non-proliferation: The European Union and the 2005 NPT Review Conference*, (April. 2005), at 32.
- 44 A. Aust, *Modern Treaty Law and Practice*, (2000), at 38.
- 45 A. Aust, *id.*, at 38.
- 46 藤田久一「軍縮の法的基礎」国際法外交雑誌86巻6号(1987年)44頁。
- 47 Dhanapala, *supra* note 23, at 54.
- 48 T. Graham, *Disarmament Sketches*, (2002), at 291.
- 49 藤田「前掲論文」32頁。
- 50 *Legality of the Treat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion*, ICJ Reports 1996, at 263-264, para. 99; at 267, para. 105, F. 坂元茂樹は, 「ICJ の意見は, 核不拡散防止条約第六条の交渉義務は単なる行為の義務ではなく, 全国的核軍縮を達成する義務, 換言すれば「結果の義務」だとの解釈に基づいていると思われる。」と指摘する。坂元茂樹「国際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価 (二・完)」『国際法外交雑誌』第98巻6号(2000年)63頁, 註(159)。

(付記) 本稿は, 平成17年度「研究高度化推進費B (県立長崎シーボルト大学)」特定課題研究 (個人研究) No. 8「核軍縮交渉義務の規範構造 - NPT 第6条の実証的分析」による研究成果の一部である。